



# 埼玉県報

第 2 2 1 5 号  
平成 2 2 年 9 月 3 日  
金 曜 日

## 目次

### 告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(利根地域振興センター\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に係る告示\(商業支援課\)](#)
- [第43期埼玉県労働委員会補欠委員\(労働者委員\)候補者の推薦\(勤労者福祉課\)](#)
- [平成二十二年度後期技能検定の実施\(産業人材育成課\)](#)
- [備前堀土地改良区の新規土地改良事業施行認可申請の適否決定及び新規土地改良事業八ヶ村落地区\(基盤整備促進事業\)計画書の写しの縦覧\(農村整備課\)](#)
- [県道春日部松伏線の区域の変更\(越谷県土整備事務所\)](#)
- [一般国道122号の区域の変更\(杉戸県土整備事務所\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定\(川越建築安全センター\)](#)
- [埼玉県教育委員会定例会の招集\(教委・総務課\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第11区\)における選挙運動に関する支出金額の制限\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第11区\)の選挙期日等\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第11区\)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第11区\)における開票の事務と選挙会の事務の合同\(選挙管理委員会\)](#)
- [埼玉県議会議員補欠選挙\(西第11区\)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所\(選挙管理委員会\)](#)

### 雑報

- [普通肥料の検査結果の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示\(病虫害防除所\)](#)
- [主要農作物の県奨励品種等\(生産振興課\)](#)

## 告 示

埼玉県告示第千百八十五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年八月二十三日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人騎西ホタル保存会
- 三 代表者の氏名  
中村 守
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県加須市外田ヶ谷一〇九五番地一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、地域にふさわしい自然環境を守り、身近な生き物が生息できる自然環境の保全及び再生を図る運動を推進し、ホタルが乱舞する地域を創造し、それを活かしたまちづくりの推進を図ることを目的とする。

## 告 示

### 埼玉県告示第千百八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年八月三十日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人日本草の根交流協会
- 三 代表者の氏名  
峯寄 貴生
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県羽生市大字上村君四百五番地
- 五 定款に記載された目的  
（１）この法人は日本国における農林水産業問題、高齢化・過疎・過密問題、防火・防犯・民間防衛問題、環境問題、資源問題、教育問題、医療・福祉問題などの諸問題を調査・研究し、民間で実行可能な活動を通じて解決を図ることと、それらを通じて日本国民同士の関係を深め、地域社会をより円滑に構築することを目的とする。  
（２）この法人は日本国及び世界各国の文化及びその影響力を調査・研究し、文化交流を通じて架け橋となることで、日本国内及び日本国と世界各国との平和と繁栄に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千百八十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日  
平成二十二年八月二十四日
- 二 特定非営利活動法人の名称  
NPO法人生活サポートほほえみ
- 三 代表者の氏名  
山本 明興
- 四 主たる事務所の所在地  
埼玉県さいたま市岩槻区大字飯塚八七番地四
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、高齢者、障害児者及びその家族に対し、生活支援に関する事業、障害福祉サービス事業を行い地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

## 告 示

埼玉県告示第千八百八十八号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年八月二十七日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人さいたまスポーツクラブ

三 代表者の氏名

本多 均

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市見沼区大和田町二丁目一三二二番地二

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県さいたま市内の各所で、地域住民に対し、気軽に複数のスポーツを継続的に楽しめる場を提供すると共に、指導者の育成をして、個々のニーズに応じた的確な指導ができる体制を整え、プロスポーツ選手と交流する機会を設け、各種文化サークルを創設運営する等の事業を行い、地域住民のスポーツへの生涯参加と、スポーツだけでなく、文化的な面からも、青少年の健全な育成を図り、地域コミュニティの活性化等の公益に寄与することを目的とする。

# 告 示

埼玉県告示第千八百八十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

新座市東北二丁目三十二番十二号外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社マイカル

代表取締役 岡田元也 代表取締役 川本敏雄

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

（変更後）株式会社マイカル

代表取締役 松井博史

大阪府大阪市中央区久太郎町三丁目一番三十号

## ハ 変更年月日

平成二十年五月三十日

## ニ 届出年月日

平成二十二年八月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告 示

埼玉県告示第千百九十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

新座市東北二丁目三十二番十二号外

## ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称等

（変更前）株式会社マイカル 他二十六社

（変更後）株式会社マイカル 他二十二社

## ハ 変更年月日

平成十九年四月一日 他

## ニ 届出年月日

平成二十二年八月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

# 告示

埼玉県告示第千百九十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新座ショッピングデパート

新座市東北二丁目三十二番十二号外

### ロ 変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

（変更前）位置 図面省略 収容台数 三百三十台

（変更後）位置 図面省略 収容台数 三百八台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

（変更前）位置 図面省略 出入口の数 五箇所

（変更後）位置 図面省略 出入口の数 三箇所

## 八 変更年月日

平成二十二年九月一日

## 二 届出年月日

平成二十二年八月十八日

## 二 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

### ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課



# 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

とりせん上里店

上里町大字七本木二千三十二 一外

### ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名

（変更前） 王子不動産株式会社 代表取締役 清水和紀

東京都中央区銀座二丁目十五番二号

（変更後） 王子不動産株式会社 代表取締役 山田信雄

東京都中央区銀座五丁目十二番八号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

（変更前） 株式会社とりせん 代表取締役 前原章宏

群馬県館林市下早川田町七百番地

（変更後） 株式会社とりせん 代表取締役 前原宏之

群馬県館林市下早川田町七百番地

## ハ 変更年月日

平成二十一年七月一日 他

## ニ 届出年月日

平成二十二年八月三十日

## 三 縦覧期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで

## 四 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## イ 意見書提出期間

平成二十二年九月三日から平成二十三年一月四日まで  
意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千百九十二号

第四十三期埼玉県労働委員会労働者委員一名からの辞任の申出に伴い、その補欠委員を任命するため、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により、次のとおり労働者委員候補者の推薦を求める。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 推薦資格

労働者委員候補者を推薦できるものは、埼玉県の区域内のみに組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合とする。

### 二 被推薦者資格

法第十九条の四第一項の欠格条項に該当しない者であること。

### 三 推薦手続

労働者委員候補者を推薦しようとする労働組合は、推薦書及び略歴書に、当該労働組合が法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の埼玉県労働委員会の証明書を添付して提出すること。

### 四 推薦期間

平成二十二年九月七日（火）から同月二十八日（火）まで

### 五 推薦に必要な書類の提出先

埼玉県産業労働部勤労者福祉課

## 告 示

埼玉県告示第千百九十四号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成二十二年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 実施等級別職種

#### イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めつき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

#### ロ 一級及び二級

工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、機械保全（機械系保全作業、電気系保全作業、設備診断作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服パターンメイキング作業、婦人子供既製服縫製作業）、和裁（和服製作作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、酒造（清酒製造作業（二級のみ））、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（合成ゴム系シート防水工事作業、塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響

機構調整作業（二級のみ）

### 八 三級

機械検査（機械検査作業）、冷凍空調和機器施工（冷凍空調和機器施工作業）、和裁（和服製作作業）、建築大工（大工工事作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業）

### 二 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）及び樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）

### 二 試験の方法

実技試験及び学科試験

### 三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

#### イ 実技試験

##### 1 実施期日

平成二十二年十一月二十九日（月）から平成二十三年二月二十日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

##### 2 実施場所

協会が指定する場所

##### 3 試験問題の公表

平成二十二年十一月十九日（金）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

#### ロ 学科試験

##### 1 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検定職種	実施期日
一 一級及び二級 機械検査、電気機器組立て、 内燃機関組立て、婦人子供服 製造、菓子製造、配管、型枠 施工、鉄筋施工、ガラス施工、 金属材料試験	平成二十三年一月二十三日（日）

<p>二 三級 機械検査</p>	<p>一 特級          鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、機械保全、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関連組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形、パン製造</p> <p>二 一級及び二級          工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、酒造、コンクリート圧送施工、防水施工、機械・プラント製図</p> <p>三 三級          冷凍空気調和機器施工、機械・プラント製図</p>	<p>平成二十三年一月三十日（日）</p>
<p>一 一級及び二級 舞台機構調整</p>	<p>平成二十三年二月二日（水）</p>	

<p>一 一級及び二級  金属ばね製造、機械保全、  半導体製品製造、プリント配  線板製造、空気圧装置組立て、  和裁、建築大工、かわらぶき、  塗装</p> <p>二 三級  和裁、建築大工</p> <p>三 単一等級  電子回路接続、樹脂接着剤  注入施工</p>	<p>平成二十三年二月六日（日）</p>
---	----------------------

2 実施場所  
協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- 1 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- 2 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を証する書面

3 手数料の払込みを証する書面  
提出先  
協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇 〇〇七四）

ハ 受付期間

平成二十二年九月二十七日（月）から同年十月八日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- 1 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。  
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- 2 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書すること。
- 3 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者については、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

### イ 実技試験

- 1 特級 一六、五〇〇円
- 2 一級、二級、三級及び単一等級

検定職種	手数料(円)
工場板金	一六、五〇〇
金属ばね製造	一六、五〇〇
機械検査	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
機械保全	一六、五〇〇
電気機器組立て	一六、五〇〇
半導体製品製造	一六、五〇〇
プリント配線板製造	一六、五〇〇
自動販売機調整	一六、五〇〇
鉄道車両製造・整備	一六、五〇〇
内燃機関組立て	一六、五〇〇
空気圧装置組立て	一六、五〇〇
油圧装置調整	一六、五〇〇
農業機械整備	一六、五〇〇
冷凍空気調和機器施工	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)
婦人子供服製造	一六、五〇〇



樹脂接着剤注入施工	電子回路接続	舞台機構調整	塗装	金属材料試験	機械・プラント製図	ガラス施工	防水施工	コンクリート圧送施工	鉄筋施工	型枠施工	配管	かわらぶき	建築大工	酒造	菓子製造	パン製造	石材施工	和裁
一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇	一六、五〇〇(一一、〇〇〇)

備考 手数料(円)の欄の( )は、埼玉県手数料条例(平成十二年埼玉県  
 条例第九号)別表産業労働部の項第十一号金額の欄の知事が別に定める者に

関する公示（平成十二年埼玉県告示第四百十一号）に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）

三、一〇〇円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成二十三年三月十五日（火）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

# 告 示

埼玉県告示第千百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、加須市備前堀土地改良区からの新規土地改良事業八ヶ村落地区（基盤整備促進事業）施行の認可申請を平成二十二年八月三十日適当と決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により公告し、及び当該決定に係る土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 縦覧期間

平成二十二年九月六日から

平成二十二年十月六日まで

## 二 縦覧場所

加須市役所

# 告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県越谷県土整備事務所長 南 沢 郁 一 郎

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 春日部松伏線

三 道路の区域

春日部市藤塚二三一―番一―地先から 同市藤塚二三四―番一―地先まで		区 間
新	旧	旧新別
十二・三	一・	幅員(メートル)
一八三・		延長 (メートル)
自転車歩行者道整備工事		備 考

# 告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十二年九月三日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月三日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 山崎 英治

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十二号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	田市関山四丁目三四二九番一地从 から同市東三丁目四一九四番一三地	区 間
四九・〇〇	二五・〇〇	敷地の幅員 (メートル)
	九五七・〇〇	延 長 (メートル)
変更である。	平成十八年六月九日付け埼玉県杉戸県 土整備事務所長告示第五十三号の一部	備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年九月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文



六号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十二年八月 二十六日	指定の年月日
飯能市大字笠縫九四の一〜九三の一 飯能市大字笠縫一七〇の三丁一七〇の四	指 定 道 路 の 位 置
七六・〇〇メートル 一九・〇〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇メートル 四・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年九月三日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

七号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十二年八月 三十日	指定の年月日
入間市大字根岸字東狭山八六の二番地先、八七の二番地先 入間市大字狭山台字武蔵野六七の七番地先、六七の二番地先	指 定 道 路 の 位 置
六六・五〇メートル 三六・二〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
九・〇〇メートル 六・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

# 告 示

埼玉県教委告示第三十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十二年九月三日

埼玉県教育委員会委員長 松 居 和

一 日時

平成二十二年九月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会平成二十二年九月定例会提出予定案件について

ロ その他

# 告 示

埼玉県選管告示第二百二十六号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十二年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一、六八五、 円

# 告 示

埼玉県選管告示第百二十七号

埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）を次により行う。

平成二十二年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

- 一 選挙期日 平成二十二年九月十二日
- 二 選挙すべき議員数 一人

# 告 示

埼玉県選管告示第二百二十八号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成二十二年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

選挙長

埼玉県坂戸市大字赤尾一四一六番地一

安野 昇

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県坂戸市本町七番二十号

長嶋 昂

# 告 示

埼玉県選管告示第二百二十九号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

平成二十二年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲



# 告 示

埼玉県選管告示第百三十号

平成二十二年九月十二日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（西第十一区）につき発  
行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

平成二十二年九月三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

一 日時 平成二十二年九月三日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室

# 雑報

普通肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、

普通肥料の検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十二年九月三日

埼玉県病害虫防除所長 鈴木 栄一

平成22年 7月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の概要				備考
			分析結果		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	菱光石灰工業株式会社	72菱印特選顆粒消石灰	主成分 - AL				
		ネオショット	主成分 - AL				
		ネオショットRX	主成分 - AL				
	村檉石灰工業株式会社	72粒状消石灰	主成分 - AL				
	秩父石灰工業株式会社	最上特選消石灰	主成分 - AL				
		顆粒消石灰	主成分 - AL				
		特製消石灰	主成分 - AL				
		アグリ72	主成分 - AL				
	岩水石灰工業株式会社	60.0消石灰	主成分 - AL				

注1 分析検査及びその他検査の欄は、検査対象荷口全体の肥料を代表するように必要袋数（ばらの場合には、必要部位数）を抽出し、混合した試料1点について検査した結果である。

2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。

3 主成分の略号は、次のとおりである。

AL - アルカリ分

# 雑 報

収去した飼料等の試験結果の概要の公表に関する告示

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第五十六条第七項の規定により、平成二十二年七月に収去した飼料等の試験結果の概要を次のとおり公表する。

平成二十二年九月三日

埼玉県病害虫防除所長 鈴 木 栄 一

1. 安全性に関する検査

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料又は飼料添加物の区分	飼料又は飼料添加物の名称	製造(輸入)年月	試験項目	違反の有無及び違反の内容
富士農産株式会社 群馬県前橋市鼻毛石町 2101-1	小山商事株式会社 埼玉県行田市大字埼玉 3351	乾牧草	オーツヘイ	22.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	USチモシー	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
株式会社スエオカ・ハーベスト 東京都中央区八重洲二丁目 4番11号	同上	乾牧草	カナダチモシー	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
同上	同上	乾牧草	アルファルファ	22.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
KHS貿易株式会社 愛知県高浜市呉竹町5丁目 2-3	同上	乾牧草	カナダチモシー	22.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
木徳神糧株式会社 東京都中央区銀座七丁目2 番22号	同上	乾牧草	トールフェスク	22.6	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
清水港飼料株式会社鹿島工場 茨城県神栖市東深芝4番8	同上	肉用牛肥育用 配合飼料	ばく麦ブレンド	22.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無
築野食品工業株式会社関東工場 埼玉県本庄市児玉町秋山 2166-6	同左	脱脂米糠	脱脂米糠	22.7	重金属 - カドミウム、鉛、ひ素	無

(注) 1. 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。



築野食品工業株式会社 関東工場 埼玉県本庄市児玉町 秋山 2166-6	H22.7.22 同左	脱脂米糠	22.7																
				18.1	0.9	0.06	2.91	8.2	12.2										

- (注) 1. 飼料の名称の欄中の「規」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
2. 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成分の過不足量(絶対量)を示す。

# 雑 報

主要農作物の県奨励品種等について次のとおり公表する。

平成二十二年九月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 奨励品種の採用

### イ 採用した品種

水稲うるち「彩のみり」

### ロ 採用した理由

良質、良食味で、病害虫複合抵抗性を有しており、早植え栽培から麦あと栽培まで、地域適応性も高く、今後、作付の拡大が見込まれる。

## 二 奨励品種からの廃止

### イ 廃止した品種

水稲うるち「朝の光」

### ロ 廃止した理由

良質な中生品種として栽培されてきたが、新たな品種への転換により、今後、作付の減少が見込まれる。